

議会案第1号

横手市議会基本条例等の一部を改正する条例

横手市議会基本条例等の一部を次のように改正する。

(横手市議会基本条例の一部改正)

第1条 横手市議会基本条例（平成24年横手市条例第23号）の一部を次のように改正する。

「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第13条第1項中「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

(横手市議会委員会条例の一部改正)

第2条 横手市議会委員会条例（平成17年横手市条例第339号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出しを「(特別委員会の設置等)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

(横手市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第3条 横手市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年横手市条例第335号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横手市議会政務活動費の交付に関する条例

「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第5条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条第1項を次のように改める。

政務活動費の交付を受けた議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

第6条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、同条第3項中「議員が議員」を「議員が、議員」に改め、「第1項の」を削る。

第7条を次のように改める。

（政務活動費の返還）

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第9条 議長は、第6条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	内容
----	----

調査研究費	議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に必要な事務に要する経費

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の日から適用する。

（経過措置）

2 第3条の規定による改正後の横手市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の横手市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

議会案第2号

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

横手市議会会議規則（平成17年横手市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第78条～第82条）」を「第9節 公聴会及び参
第10節 会議録（第

考人（第77条の2～第77条の8） に改める。

78条～第82条) 」

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第77条の2 議長は、会議において公聴会を開く議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじ

めその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は不穏当な言動があると認めるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、参考人に必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第98条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会案第3号

横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

(前文)

スポーツは、人々に夢や希望、感動、勇気を与える世界共通の文化である。

すべての市民等がスポーツに親しむことは、健康の維持及び増進、体力の向上、生活習慣病の予防、食育、精神の充足感、ストレス発散、青少年の健全な育成、高齢者の生きがいつくりなど多様な効果を生み出す。

また、スポーツを通じて市民同士の連帯感を育み、一体となったまちづくりの機運を高めていくことができる。

各競技団体による大型スポーツイベントの実施や合宿の誘致は青少年を中心とした競技レベルの向上に寄与するだけでなく、地域経済の活性化にも大きく貢献するものである。

ここに、すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を実現するため、スポーツによるまちづくりの基本を定めるべく、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツを「柱」としたまちづくりが青少年の健全な育成、高齢者等の介護予防、市民の健康の維持及び増進、地域間交流の増大、

市民連帯感の醸成、地域経済の活性化、福祉のまちづくり等に資するものであることを踏まえ、横手市におけるスポーツの振興についてまちづくりに関する他の分野の施策と有機的な連携を持たせつつ、総合的な施策として展開するための基本的な目標及び方策を定め、市の執行機関、議会、市民等、スポーツ関係団体、市民団体及び事業者（以下「市の執行機関、議会及び関係者等」という。）の役割を明らかにし、もって幸せな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） スポーツ 運動競技及び身体運動（野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの。
- （2） 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在する者又はこの条例に賛同し、協力する者。
- （3） まちづくり すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を実現するための公共的な活動。
- （4） スポーツ関係活動 スポーツをすること、観ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えること。
- （5） 市民団体 市内で活動する法人、地域団体その他の団体。

（基本目標）

第3条 市の執行機関、議会及び関係者等は、スポーツの振興で市を元気にするため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる基本目標の実現に努める。

(1) 「スポーツで育む健康立市」 年齢や性別、障害の有無を問わず、すべての市民等が、生涯を通してスポーツに親しみ、体力、興味、関心等に応じたスポーツによる健康づくりに取り組む。

(2) 「スポーツで賑わう交流立市」 スポーツ施設はもとより、市の豊かな自然、歴史、文化、温泉等あらゆる地域資源を活用し、観光ビジネス等と関連付けた全国大会の誘致及びスポーツイベントの積極的な開催に取り組む。

(3) 「スポーツで深める協働立市」 四季折々で多様なスポーツに気軽に楽しめる環境を創出するため、各種スポーツ施設の適切な整備、管理及び活用について、市の特性を踏まえた知恵を出し合い、適切な役割分担のもと、持続可能な運営に取り組む。

(4) 「スポーツで誇れる文化立市」 スポーツ人口の底辺拡大を進め、全国や世界に誇れる選手及び指導者の育成を図り、及び地域が一体となって応援することにより、スポーツを介した連帯感や郷土意識が高められる文化的土壌の醸成に取り組む。

(基本方策)

第4条 市の執行機関、議会及び関係者等は、前条に定める基本目標に基づき、スポーツに関する取り組みを総合的に展開するため、相互に連携し、及び協

力し、次に掲げる方策の推進に努めるものとする。

- (1) 市は、スポーツを通じて市全体の元気付けが図られるよう関係部局の情報共有及び共通認識の下、スポーツを行うこと、観戦すること、若しくは学習すること、又はこれらを総合的に実施するため、及び支援するために必要な措置を継続的に講ずるものとする。
- (2) 市は、スポーツに関する取り組みをスポーツ担当部局に限定せず、産業経済、健康福祉、市民生活、建設、施設維持管理等の関係部局のまちづくり施策と一体となるよう調整を行い、部局を横断して総合的かつ複合的な効果が生ずる施策を創出し、この条例の目的及び基本目標が真に達成されるよう努めるものとする。
- (3) 市は、関係者と連携して、子どものスポーツに対する興味、関心を高め、心身の健全な発達や体力、運動能力の向上を図るものとする。
- (4) 市民等は、市及び関係者等が実施する各種スポーツ事業の情報収集に努め、スポーツに関する理解や関心を深めるとともに、自身がスポーツで横手を元気にする担い手であるという認識に立ち、スポーツに関する各種事業に積極的に参加するものとする。
- (5) スポーツ関係団体は、スポーツの振興を図るため、スポーツ事業活動等の取り組みを積極的に進めるとともに、市が実施するあらゆるスポーツに関する事業に協力し、スポーツで横手を元気にするために主体的役割を果たすものとする。

(6) 市民団体及び事業者は、市が実施するスポーツ振興事業と密接に連携し、自らの社会活動や事業活動を通じて、横手の元気付けに貢献するものとする。

(スポーツ環境の充実)

第5条 市は、市が所有する既存スポーツ施設の適切な維持管理を行うため、利用計画を策定し、施設の長寿命化及び老朽化した施設の統廃合を進めるほか、すべての市民等が気軽にスポーツに親しむことができる仕組みの構築及び大型イベントの大会誘致を可能とし、かつ大規模災害時の避難施設かつ支援施設としての機能を併せ持つ多機能スポーツ施設の整備など環境の充実に努めるものとする。

(スポーツ週間)

第6条 市は、第3条に定める基本目標を広く市民等に周知し、その実現をめざすため、スポーツに対する市民意識の普及、啓発及び活動の活発化を目的としたスポーツ週間を定めることができるものとする。

(スポーツ大賞)

第7条 市は、第3条に定める基本目標の実現に最も貢献した市民等又は市民団体に対し、当該活動を称えるとともに、他の模範として全市に奨励を図ることを目的とした表彰を行うことができるものとする。

(取り組みの評価、検証)

第8条 市の執行機関及び議会は、広く市民等又は市民団体の意見を聴取して、

この条例の目的に基づく取り組みの達成状況、実施効果等を評価し、検証し、及び公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。